

非正規雇用労働者の正社員化を支援する国の制度

キャリアアップ助成金

正社員化コース

パート・アルバイト・契約社員・派遣社員 ― 有期雇用から正社員へ。
企業の人材定着と処遇改善を、国の助成金で後押しします。



株式会社ヒューマンネット・コンサルティング
ヒューマンネット社会保険労務士法人

有期雇用労働者を正社員へ ―― 助成額

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者（契約社員・パート・派遣労働者等）を**正社員（無期・正規雇用）**に転換、または**直接雇用**した場合に支給される国の助成金です。

対象労働者	重点支援対象者	重点支援対象者以外
 有期雇用労働者 → 正社員	80万円 (大企業 60万円) 1期40万円＋2期40万円	40万円 (大企業 30万円) 1期のみ支給
 無期雇用労働者 → 正社員	40万円 (大企業 30万円) 1期20万円＋2期20万円	20万円 (大企業 15万円) 1期のみ支給

※①②合わせて1年度1事業所当たり20人まで ※令和8年度（2026年度）制度に基づく（中小企業基準・カッコ内は大企業）

「重点支援対象者」とは？

次のいずれかに該当する方を正社員転換した場合、最も高い助成額（80万円等）の対象になります。



雇用期間が長い方

雇入れから3年以上経過している
有期雇用労働者



不安定雇用が続いていた方

雇入れから3年未満でも、
① 過去5年間に正社員であった
期間が1年以下
② 過去1年間に正社員として
雇用されていない
の両方に該当する方



その他の対象者

派遣労働者を直接雇用した場合／
母子家庭の母・父子家庭の父等／
人材開発支援助成金の
特定の訓練修了者

※重点支援対象者に該当しない場合は、標準額（40万円／20万円）が支給されます（P.2参照）

基本額に上乗せできる加算制度

就業規則の整備や情報公表など、企業の取り組み次第で助成額をさらに上乗せできます。



③ 正社員転換制度を新たに規定

就業規則に正社員転換制度を新設した場合

20万円
(大企業 15万円)

1事業所1回のみ



④ 多様な正社員転換制度を新たに規定

勤務地限定・職務限定・短時間正社員への転換制度を新設した場合

40万円
(大企業 30万円)

1事業所1回のみ



情報公表加算（令和8年4月8日新設）

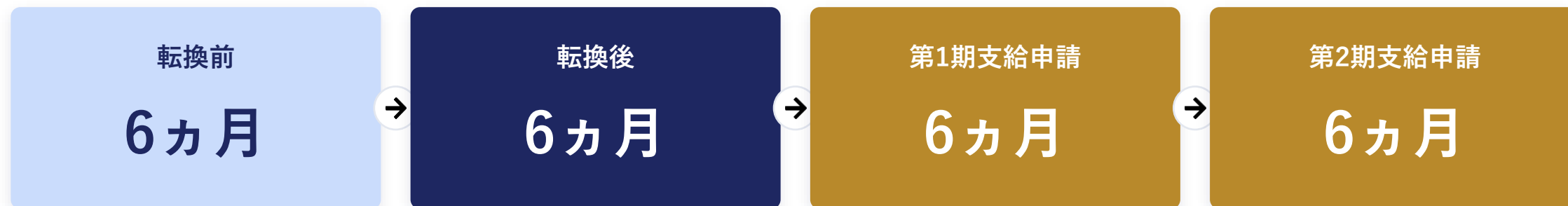
転換制度の概要・実績等を自社サイトや「しょくばらば」で公表した場合

20万円
(大企業 15万円)

1事業所1回のみ・NEW

★ 1人目の正社員転換時には、③または④いずれかの加算が適用されます。

申請までの流れ



正社員転換日

賃金 3 %アップ が必要

キャリアアップ計画書届出／就業規則の整備等

「賞与又は退職金」かつ「昇給」が適用されている就業規則等が必要

※実費補填的な手当（通勤・住宅・燃料・工具・食事手当等）及び変動的な手当（歩合給・精皆勤・休日・調整・固定残業手当）は原則賃金に含まれません。

手続きの流れ

1

キャリアアップ計画の作成・提出

転換・直接雇用を実施する1か月前までに提出

2

就業規則に転換制度を規定

10人以上の事業所は労働基準監督署への届出が必要

3

正規雇用への転換・直接雇用の実施

対象労働者は有期雇用労働者と正社員とで異なる賃金規定（賞与・退職金・手当等）の適用を6か月以上受けている必要があります

4

転換後6ヶ月分の賃金を支給・支給申請

正社員に適用される就業規則は「賞与または退職金」かつ「昇給」が適用されている必要があります